

松阪市文化センター条例

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 市内の高等学校が教育活動のために使用するとき 5割減額</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	
<p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特別の設備等)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(特別の設備等)</p> <p>第13条 (略)</p>
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 (略)</p>
<p>(松阪市文化センター運営委員会)</p>	<p>(松阪市文化センター運営委員会)</p>

改正後								改正前							
第17条 (略) (委任) 第18条 (略) (罰則) 第19条 (略) 2 (略) 別表第2 (第11条関係) 松阪市民文化会館基本使用料 (単位 円)								第16条 (略) (委任) 第17条 (略) (罰則) 第18条 (略) 2 (略) 別表第2 (第11条関係) 松阪市民文化会館基本使用料 (単位 円)							
区分				午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 6時から午後 10時まで)	全日 (午前 9時から午後 10時まで)	区分				午前 (午前 9時～ 正午ま で)	午後 (午後 1時～ 午後5 時ま で)	夜間 (午後 6時～ 午後10 時ま で)	全日 (午前 9時～ 午後10 時ま で)
ホール	入場 料等 を徴 しな い 場合	一般使用の場合	平日	16,150	23,080	30,000	64,380	ホール	入場 料等 を徴 しな い 場合	一般使用の場合	平日	15,400	22,000	28,600	61,380
			土曜日	19,840	28,610	37,150	79,600				土曜日	18,920	27,280	35,420	75,900
			日曜日 休日								日曜日 休日				
		営利を目的とする場合	平日	32,300	46,160	60,000	128,760			営利を目的とする場合	平日	30,800	44,000	57,200	122,760
			土曜日	39,680	57,220	74,300	159,200				土曜日	37,840	54,560	70,840	151,800
			日曜日								日曜日				

改正後								改正前							
入 場 等 徴 す 場 料 を 収 る 合	一 般 使 用 場 合	入 場 料 等 1,000 円以下	休日					入 場 料 等 1,000 円以下	休日						
			平日	16,630	23,770	30,900	66,310		平日	15,840	22,880	29,700	63,580		
			土曜日	20,430	29,460	38,260	81,980		土曜日	19,580	28,160	36,740	78,540		
			日曜日						日曜日						
		入 場 料 等 1,001 円以上 3,000 円以下	平日	20,990	30,000	39,000	83,690	入 場 料 等 1,001 円以上 3,000 円以下	平日	20,020	28,600	37,180	79,640		
			土曜日	25,790	37,190	48,290	103,480		土曜日	24,420	35,420	45,980	98,340		
			日曜日						日曜日						
			休日						休日						
		入 場 料 等 3,001 円以上	平日	24,220	34,620	45,000	96,570	入 場 料 等 3,001 円以上	平日	23,100	33,000	42,900	91,960		
			土曜日	29,760	42,910	55,720	119,400		土曜日	28,380	40,920	53,020	113,740		
			日曜日						日曜日						
			休日						休日						
			平日	48,450	69,240	90,000	193,140				平日	46,200	66,000	85,800	184,140

改正後							改正前								
		営利を目的とする場合	土曜日	59,520	85,830	111,450	238,800			営利を目的とする場合	土曜日	56,760	81,840	106,260	227,700
			日曜日								日曜日				
			休日								休日				

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

松阪コミュニティ文化センター基本使用料

(単位 円)

区分			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 6時から午後 10時まで)	全日 (午前 9時から午後 10時まで)
ホール 入場	一般使用の場合	平日	6,760	10,830	13,530	28,940
		土曜日	8,380	13,260	16,770	35,720
		日曜日				

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

松阪コミュニティ文化センター基本使用料

(単位 円)

区分			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 6時から午後 10時まで)	全日 (午前 9時から午後 10時まで)
ホール 入場	一般使用の場合	平日	5,500	8,800	11,000	23,320
		土曜日	6,820	10,780	13,640	29,040
		日曜日				

改正後								改正前							
入場料を徴す場合	料等を徴しない場合	営利を目的とする場合		休日				休日							
				平日	13,520	21,660	27,060	57,880	平日	11,000	17,600	22,000	46,860		
				土曜日	16,760	26,520	33,540	71,440	土曜日	13,640	21,560	27,280	58,080		
				日曜日					日曜日						
	一般使用の場合		入場料等 1,000円以下	平日	6,960	11,150	13,930	29,800	平日	5,720	9,020	11,440	24,200		
				土曜日	8,630	13,650	17,270	36,790	土曜日	7,040	11,000	14,080	29,700		
			入場料等 1,001円以上 3,000円以下	平日	8,780	14,070	17,580	37,620	平日	7,040	11,440	14,300	30,360		
				土曜日	10,890	17,230	21,800	46,430	土曜日	8,800	13,860	17,600	37,400		
	入場料を徴す場合		入場料等	平日	10,140	16,240	20,290	43,410	平日	8,140	13,200	16,500	34,980		
				土曜日	12,570	19,890	25,150	53,580	土曜日	10,120	16,060	20,460	43,340		

改正後								改正前							
		3,001 円以上	日曜日						3,001 円以上	日曜日					
			休日							休日					
	営利を目的とする 場合	平日		20,280	32,490	40,590	86,820	営利を目的とする 場合	平日	16,500	26,400	33,000	70,400		
		土曜日	25,140	39,780	50,310	107,160	土曜日		20,460	32,340	40,920	87,120			
		日曜日 休日					日曜日 休日								

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第4（第11条関係）

松阪市嬉野ふるさと会館基本使用料

(単位 円)

区分	午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 6時から午後 10時まで)	全日 (午前 9時から午後 10時まで)

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第4（第11条関係）

松阪市嬉野ふるさと会館基本使用料

(単位 円)

区分	午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 6時から午後 10時まで)	全日 (午前 9時から午後 10時まで)

改正後								改正前								
					で)	で)	で)						で)	で)	で)	
ホー ル	入 場 等 を 徴 し な い 場 合	一般使用の場合		平日	11,070	14,630	19,450	41,980	入 場 等 を 徴 し な い 場 合	一般使用の場合		平日	11,000	14,520	19,360	41,580
				土曜日	13,720	17,950	24,090	51,850				土曜日	13,640	17,820	23,980	51,480
				日曜日								日曜日				
				休日								休日				
		営利を目的とする場合		平日	22,140	29,260	38,900	83,960		営利を目的とする場合		平日	22,000	29,040	38,720	83,380
				土曜日	27,440	35,900	48,180	103,700				土曜日	27,280	35,640	47,960	102,960
	日曜日							日曜日								
	一 般 使 用 の 場 合	入場料等 1,000 円以下		平日	11,400	15,060	20,030	43,230	一 般 使 用 の 場 合	入場料等 1,000 円以下		平日	11,440	14,960	20,020	43,120
				土曜日	14,130	18,480	24,810	53,400				土曜日	14,080	18,480	24,860	53,240
				日曜日								日曜日				
		入場料等 1,001 円以上 3,000 円以下		平日	14,390	19,010	25,280	54,570		入場料等 1,001 円以上 3,000 円以下		平日	14,300	18,700	25,080	53,900
				土曜日	17,830	23,330	31,310	67,400				土曜日	17,600	23,100	31,020	66,660
日曜日								日曜日								

改正後								改正前							
	入場料を徴す場合	3,001円以上	休日					3,001円以上	休日						
			入場料等	平日	16,600	21,940	29,170		62,970	入場料等	平日	16,500	21,780	29,040	62,480
			土曜日	20,580	26,920	36,130	77,770		土曜日	20,460	26,620	35,860	77,000		
			日曜日						日曜日						
		営利を目的とする場合	休日					営利を目的とする場合	休日						
			平日	33,210	43,890	58,350	125,940		平日	33,000	43,560	58,080	125,180		
			土曜日	41,160	53,850	72,270	155,550		土曜日	40,920	53,460	71,940	154,660		
			日曜日						日曜日						
会議室	入場料を徴しない場合	一般使用の場合		2,390	3,690	6,080	11,790	会議室	入場料を徴しない場合	一般使用の場合		1,980	3,080	5,060	9,240
		営利を目的とする場合		4,780	7,380	12,160	23,580			営利を目的とする場合		3,960	6,160	10,120	18,700
会議室	入場料を徴する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	2,620	4,050	6,680	12,960	会議室	入場料を徴する場合	一般使用の場合	入場料1,000円以下	2,200	3,300	5,280	9,900
			入場料等1,001円以上3,000円以下	3,100	4,790	7,900	15,320				入場料等1,001円以上3,000円以下	2,420	3,960	6,380	11,660

改正後							改正前						
	収める場合	合											
			入場料等3,001円以上	3,580	5,530	9,120	17,680						
			営利を目的とする場合		7,170	11,070	18,240	35,370					
	入場料等を徴しない場合	一般使用の場合		2,610	4,030	6,640	12,880						
		営利を目的とする場合		5,220	8,060	13,280	25,760						
多目的ホール	入場料等を徴する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	2,870	4,430	7,300	14,160						
			入場料等1,001円以上 3,000円以下	3,390	5,230	8,630	16,740						
			入場料等3,001円以上	3,910	6,040	9,960	19,320						
		営利を目的とする場合		7,830	12,090	19,920	38,640						
		応接室			1,710	2,640	4,350	8,430					
			営利を目的とする場合		5,940	9,240	15,180	28,160					
	入場料等を徴しない場合	一般使用の場合		2,200	3,300	5,500	10,120						
		営利を目的とする場合		4,400	6,600	11,000	20,460						
多目的ホール	入場料等を徴する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	2,420	3,520	5,720	10,780						
			入場料等1,001円以上 3,000円以下	2,860	4,180	7,040	12,980						
			入場料等3,001円以上	3,300	4,840	8,140	14,960						
		営利を目的とする場合		6,600	9,900	16,500	30,580						
		応接室			2,200	3,520	5,940	10,780					

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴しない一般使用の場合の使用料の100分の50に

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴しない一般使用の場合の使用料の100分の50に

改正後	改正前
<p>相当する額とする。</p> <p>5 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。</p> <p>6 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。</p>	<p>相当する額とする。</p> <p>5 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。</p> <p>6 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。</p>